

## 対馬市子ども夢づくり補助金交付基準

(趣旨)

第1 この基準は、対馬市子ども夢づくり補助金交付要綱（平成26年対馬市訓令第8号、以下「要綱」という。）の規定に基づき、対馬市子ども夢づくり補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象者)

第2 補助金の交付の対象者は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 対馬市内の小・中学校及び高等学校に在学している児童・生徒
- (2) 対馬市内の児童・生徒を対象とした別表に掲げる活動を行うことを目的に組織された団体
- (3) 対馬市に離島留学を希望する児童・生徒
- (4) その他、特に市長が必要と認める団体及び個人

(補助金の対象事業等)

第3 補助金の交付の対象事業等は、別表に掲げるとおりとする。ただし、対馬市が主催する事業については、要綱第4条から第7条に規定する手続き等を省略し、予算の範囲内において実施することができるものとする。

(補助金の算定基準)

第4 補助金の算定基準は、次のとおりとする。ただし、国・県・市等から補助金等が交付される事業については、補助の対象としない。

- (1) 補助事業に係る旅費については、宿泊費、交通費とし、対馬市職員の旅費に関する条例で定める額以内とする。
- (2) 日当、島内移動旅費については、補助の対象としない。
- (3) 各種団体等から補助金等が支給される場合は、支給された補助金額を減額するものとする。
- (4) 参加料等は、参加者の負担とする。
- (5) 地域間交流及び国際交流活動振興費及び体験学習活動振興費については、人件費（賃金・手当等）を除き、交流活動に必要な事業経費を対象とする。ただし、島内団体間の事業は対象外とする。また、活動にかかる活動保険等へ必ず加入することを条件とする。
- (6) 離島留学費  
離島留学に係る、ホームステイ費及び帰省費を対象とする。
- (7) 就学支援事業費  
就職及び進学を希望する高校生を対象に、受験費用等の一部又は就職祝い金を補助する。ただし、就職祝い金についてのみ中学生も対象とする。

(補助金の交付の条件)

第5 補助金の交付に関し、島外における事業への活動の参加については、次のとおり条件を定める。

- (1) スポーツ活動振興費における参加対象者数  
ア 大会要項等に参加者の規定がある場合はその人数以内とするが、定めのないものについては、その都度協議する。

イ 大会等へオープン（自主的）参加する場合は、学校長が認めるもので、下記のとおりとする。ただし、年度内1団体（個人）につき、1回に限り認めるものとし、九州北部3県（長崎県・佐賀県・福岡県）内で開催されるものに限る。

- ① 野球・ソフトボール：9人以内
- ② バレーボール：6人以内
- ③ バasketボール：5人以内
- ④ サッカー：11人以内
- ⑤ 剣道・柔道：5人以内
- ⑥ その他の競技種目は、原則、参加競技のレギュラーメンバー数とする。

(2) 文化活動振興費における参加対象者数

芸術・文化活動については、島内において予選会等が無い場合、学校長の推薦又は認めるものに限るものとし、大会要項等に参加者の定めがある場合は、その人数以内とする。定めのないものについては、下記のとおりとする。ただし、年度内1団体（個人）につき、2回以内に限り認めるものとし、九州北部3県（長崎県・佐賀県・福岡県）内で開催されるものに限る。

ア 声楽・合唱：15人以内

イ 吹奏楽：15人以内

ウ 伝承芸能：15人以内

エ その他の活動は、その都度協議する。

(3) 地域間交流及び国際交流活動振興費、体験学習活動振興費の参加対象人数及び日数等については、実施（開催）要項等に定めがある場合は、その人数（原則30人以内）及び日数以内とする。定めのないものについては、下記のとおりとする。ただし、年度内1団体（個人）につき、2回以内に限り認めるものとする。

ア 地域間交流及び国際交流活動：15人以内（2泊3日以内）

イ 体験学習活動：15人以内（2泊3日以内）

ウ その他の活動は、その都度協議する。

(4) 離島留学費の期間については、対馬市へ離島留学を行う期間とする。ただし、他の補助金（長崎県高等学校離島留学生ホームステイ費補助金）等の受給（該当）者を除く。ただし、年度途中等において、留学中止等となった場合は、留学していた月までを対象とする。

(5) 就学支援事業費については、島外において就職活動及び進学活動を行う高校生又は島内へ就職する高校生（中学生含む。）に対し、学校長等からの申請又は証明に基づき、旅費等の一部並びに祝い金を、1人1回に限り補助する。ただし、大学入学共通テストにおいて、島内宿泊が伴う者については、宿泊費を別に補助することができるものとする。また、韓国の大学受験に必要な韓国語検定（TOPIK）3級以上を取得するための検定試験を島外で受験する場合、その検定にかかる費用を別に補助することができるものとする。

(6) 前第1号から第3号については、引率者（指導者等含む。）3名以内を補助対象とすることができるものとする。

(その他)

第6 この基準を改正しようとするときは、運営委員会の承認を経て改正するものとする。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

この基準は、平成26年6月1日から施行する。

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

この基準は、令和5年4月1日から施行する。